

# 調 査 対 象 及 び 調 査 事 項

## クレジットカード業、割賦金融業について

### 1. 調査対象

**クレジットカード業、割賦金融業の調査対象**は、①クレジットカード業は、自社でクレジットカード(又はチケット)を発行し、消費者(会員)が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業、②割賦金融業は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ①百貨店等による自社店舗商品の販売促進(会員収入及び加盟店手数料収入がない)のためのカード発行業務のみを行っている企業
- ②他企業のカードを代行発行、加盟店の管理業務、代金回収のみなど、主としてクレジットカード業の一部業務を受託して行う企業
- ③専ら通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う企業及び民間金融機関、消費者金融会社
- ④主として個別信用購入あっせんにより、消費者の商品購入又はサービスの提供における代金を立替え、消費者への請求・集金などの業務を行う企業
- ⑤ファクタリング業務を行う企業

### 2. 調査事項

- (1) **企業数**は、調査結果(平成 30 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。
  - (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
  - (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 30 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
  - (4) **企業の系統別**の区分は、以下のとおり。
    - ①「**銀行系**」は、普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業。
    - ②「**信販会社系**」は、割賦販売法に基づき登録された割賦購入あっせん業者のうち、他の区分に該当しない企業。
    - ③「**中小小売商団体**」は、専門店会、商店会などに加盟する団体。
    - ④「**百貨店・量販店、流通系**」は、百貨店、量販店及び、流通業者の系列・企業グループ企業。
    - ⑤「**割賦金融会社**」は、割賦販売業を主とする企業。
    - ⑥「**その他**」は、電機メーカー、石油元売系列会社など、上記に該当しない企業。
    - ⑦「**チケット発行会社**」は、「その他」の内数で、専らタクシーチケットの発行を行う企業。
  - (5) **従業者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。
    - ①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(クレジットカード業務、割賦金融業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。
- 雇用形態別項目区分は、以下のとおり。
- ア 「**個人業主(個人経営の事業主)**及び**無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

- a **「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」**のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業で従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。
- b **「有給役員」**とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
- c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成30年5月と6月にそれぞれ18日以上働き、平成30年7月1日現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
- ・**「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」**とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
  - ・**「パート・アルバイトなど」**とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。
  - ・**「就業時間換算雇用者数」**とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d **「臨時雇用者」**とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
- イ **「総計のうち、別経営の企業に派遣している人」**とは、企業の従業者(2.(5))のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者。

②**「総計のほか、別経営の企業から派遣されている人」**とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成30年7月1日現在の数値。

事業従事者数とは、企業の従業者(2.(5))から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

①**「クレジットカード業務の部門別事業従事者数」**は、クレジットカード業務、割賦金融業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア **「管理・営業部門」**とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算及び、営業などの業務に従事する者。

イ **「顧客・加盟店管理部門」**とは、会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する者。

ウ **「審査部門」**とは、新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する者。

エ **「その他」**とは、上記以外の業務に従事する者。

②**「うち、別経営の事業所から派遣されている人」**とは、上記部門別事業従事者数のうち、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者(受入者)。

(7) **年間売上高(年間取扱高)**は、平成29年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入金額)、売上高及び業務別(「クレジットカード業務、割賦金融業務」及び「その他業務」)の取扱高、売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高(年間取扱高)には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈クレジットカード業務、割賦金融業務〉

①**「販売信用業務」**とは、カード会員が自社カード<sup>注1</sup>を使用した商品購入及びサービス提供による取扱高。

②**「消費者金融業務」**とは、自社カードによるカード会員への金銭貸付業務による取扱高(貸出金額、手数料、金利の合計)。

- ③「**割賦金融業務**」とは、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による取扱高。なお、個別信用購入あっせん業務による取扱高については、「その他業務」の「販売信用業務」に含まれる。

#### 〈その他業務〉

##### （金融・保険業務）

- ①「**販売信用業務**」とは、クレジットカードによらない販売信用業務（個別信用購入あっせん、提携ローン、ローン提携販売など）による取扱高。
- ②「**消費者金融業務**」とは、クレジットカードによらない金銭貸付業務（融資専用カードなど）による取扱高（貸出金額、手数料、金利の合計）。
- ③「**その他の金融・保険業務**」とは、上記「販売信用業務」、「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による取扱高。
- ④「**卸売・小売業務**」とは、代理商・仲買業、一般卸売店、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等での商品販売から、上記「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高。
- ⑤「**その他**」とは、上記以外の業務（リース等物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業）による売上高。

注 1: 自社カードとは、クレジットカード会社が顧客からの申込を受け（提携先を経由する場合を含む。）、審査を行い発行するクレジットカード。カード会員の商品購入代金をクレジットカード会社が立替え、後日カード会員に請求する形態を取り、いわゆる提携カードを含む。

- (9) **取扱残高**は、平成 30 年 7 月 1 日現在又は調査日に最も近い決算日における、クレジットカード業務による「**販売信用業務**」、「**消費者金融業務**」及び、「**割賦金融業務**」における取扱残高（債権額）。
- (10) **営業収入額**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体のクレジットカード業務による営業収入（「**会員の入会金及び会費収入**」、「**販売信用業務による会員からの手数料収入**」、「**消費者金融業務による会員からの金利収入**」、「**加盟店からの手数料収入**」）及び、割賦金融業務による営業収入。なお、「**販売信用業務による会員からの手数料収入**」、「**消費者金融業務による会員からの金利収入**」については、リボルビング方式<sup>注2</sup>による収入を内数で記載した。

注 2: リボルビング方式とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、予め定められた方法により算定して得た額を、予め定められた時期ごとに受領する方式のことをいう。

- (11) **産業別の加盟店数及び年間売上高(年間取扱高)**は、以下のとおり。

#### 〈産業別の加盟店数〉

クレジットカード業務を営む企業が自社で開拓し直接契約を行うことにより、クレジットカードの利用が可能である店舗の、産業別内訳数。

#### 〈産業別の年間売上高(取扱高)〉

自社カードによる販売信用業務（クレジットカードを利用した商品購入及びサービス提供）による年間取扱高の、産業別内訳額。

#### 〈産業区分〉

- ①「**百貨店、総合スーパー**」とは、衣、食、住にわたる各種商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別できず、常時 50 人以上の従業者を有する小売事業所。
- ②「**その他の小売業**」とは、衣、食、住の各種商品を販売し、「百貨店、総合スーパー」以外的小売事業所。
- ③「**飲食店**」とは、食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司や、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの、主としてその場で飲食をする事業所。
- ④「**旅館・ホテル**」とは、主として短期の宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所。

⑤「**その他**」とは、娯楽業、運輸業、不動産業などの上記以外の産業の事業所。また、海外の事業所を含む。

(12) **クレジット会員数(契約数)**は、クレジットカードの会員契約を行っている自社カードの有効契約数で、発行枚数から契約会員に付帯する家族会員カード発行枚数を除いた法人会員、個人会員別の数。

①「**会員総数**」は、平成 29 年 12 月 31 日現在又は調査日に最も近い決算日での会員総数。

②「**うち この 1 年間に加入した会員数**」は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に、新たに自社カードの契約を行った数。

③「**この 1 年間に脱会した会員数**」は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に、クレジットカードの会員契約を解約した数。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約は除く。

(13) **年会費別のクレジットカード発行種類数及び発行枚数**は、平成 29 年 12 月 31 日現在又は調査日に最も近い決算日での、年会費区分別(無料<sup>注3</sup>、5,000 円未満、5,000 円以上)の個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードの種類及び発行枚数。

注 3:年会費無料のカードは、初年度のみ無料や利用状況により無料にするカードを除いた、永年無料のクレジットカード。

(14) **クレジットカード発行枚数**は、平成 29 年 12 月 31 日現在又は調査日に最も近い決算日での自社カードの有効発行枚数で、発行枚数から退会者、有効期限が切れたのち更新を行っていないカードを除いた、個人会員(家族会員を含む。)カード、法人会員カードの枚数。

①「**うち 提携カード発行枚数**」とは、自社カードのうち、他の商業企業等と提携した提携カードの有効発行枚数。

②「**うち IC カード**」とは、自社カードの発行枚数に対する、IC カード(IC チップ(Integrated Circuit:集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数及び割合。

(15) **産業別提携先企業**は、自社において発行している提携カードの提携先企業数の産業別内訳。

(16) **年間営業費用**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体及び主たる業務(クレジットカード業務、割賦金融業務をいう。)の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)、「貸倒引当金繰入額」、「金融費用」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。

②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

③「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

④**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「**情報通信機器**」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、サーバなどの賃借料の額。

・「**その他**」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤「**貸倒引当金繰入額**」は、売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失見込額。

⑥「**金融費用**」は、支払利息、手形割引料などの費用。

⑦「**その他の営業費用**」は、上記①～⑥以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(17) **年間営業用固定資産取得額**は、企業において平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む)。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。